

徳島県立近代美術館所蔵の美術品に係る動産総合保険仕様書

- 1 保険種別 動産総合保険
- 2 保険契約者及び被保険者 徳島県立二十一世紀館長 加藤 幸一
- 3 保険期間 令和7年3月6日午後4時から令和8年3月6日午後4時まで
- 4 保険料の支払方法 一時払
- 5 担保する損害
火災、落雷、破裂・爆発、他物の落下・飛来・衝突、建物の崩壊、盗難、その他保険の対象を保管中に生じた全ての偶発的な事故による損害で、免責に該当しないもの。
- 6 保険の対象・保険金額等
 - (1) 保険の対象 徳島県立近代美術館が所蔵する美術品（別紙リストを参照）
 - (2) 保険の対象の価額 4,663,547,870円
 - (3) 保険金額 保険の対象の価額と同額とする。
 - (4) 免責金額 設定しない
- 7 資料の保管場所
徳島県徳島市八万町向寺山 徳島県立近代美術館
展示室1、2、3／収蔵庫1、2／一時保管庫／ロビー／屋外展示場／彫刻の小径
(注) 上記保管場所を含む4館棟での移動中、展示等作業中においても保管中と見なすこと。4館棟とは、近代美術館、二十一世紀館、博物館、鳥居龍蔵記念博物館が入居している建物とする。
- 8 支払われる保険金の種類及び限度額
 - (1) 損害保険金（限度額：保険金額）
・ 損害保険金の額＝（損害の額－免責金額）×（保険金額／保険価額）
 - (2) 残存物取片づけ費用保険金（限度額：損害保険金の10％に相当する額）
- 9 使用約款・付帯特約
 - (1) 動産総合保険普通保険約款
 - (2) 付帯特約
ア 臨時費用を対象外とする特約
イ 代位求償権を不行使とする特約
 - (3) 上記の約款、特約の内容と同等以上の内容であれば別の名称の約款・特約でも差し支えない。
 - (4) 保険商品上一般的に自動付帯されるものについては認める。
- 10 過去5年間における保険金請求実績 なし

11 主たる免責条項

- (1) 保険契約者・被保険者（補償の対象となる者）又はその法定代理人の故意若しくは重大な過失又は法令違反による損害
 - (2) 保険の対象の使用若しくは管理を委託された者又は被保険者と世帯を同じくする親族の故意による損害
 - (3) 公権力の行使による損害。ただし、消防又は避難に必要な処置によって発生した損害を除く。
 - (4) 保険の対象の欠陥による損害
 - (5) 自然の消耗若しくは劣化又は性質によるむれ、変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵若しくは自然発熱の損害その他類似の事由又はねずみ食い、虫食い等によって生じた損害
 - (6) 加工着手後に発生した損害
 - (7) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変による損害
 - (8) 地震、噴火、津波によって発生した損害（これらの事由によって発生した事故が延焼又は拡大して発生した損害を含む）
 - (9) 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の放射、爆発によって発生した損害
 - (10) 台風・暴風雨・豪雨等による洪水・高潮・土砂崩れ・落石等の災害による損害
 - (11) 電気的事故・機械的事故による損害
 - (12) 詐欺・横領・紛失・置忘れによる損害
 - (13) テロ行為による損害
 - (14) サイバー攻撃等による損害
 - (15) 使用人などが単独もしくは第三者と共謀して行った窃盗、盗難、強盗などによる損害
 - (16) 万引などによる損害
 - (17) 美術品、宝石・貴金属などを保険の対象とする場合の損傷に伴う価値の低下による損害
 - (18) 保険の対象の平常の使用または監理によって通常生じ得る外観上の損傷または汚損で、その保険の対象の機能の喪失または低下を伴わない損害
 - (19) 棚卸し、検品の際に発見された品不足による損害
- ※上記の他、保険業界において典型的な絶対免責危険に分類されるような各危険についても、本保険において免責危険扱いは差し支えない。ただし、典型的な絶対免責以外の危険について、免責扱いとすることは原則としてできないが、商品設計上の都合によりこのような免責危険を設定することが不可避の場合には、事前に申し出ることを要する。

12 防災設備

自動火災報知、防火戸閉鎖、ガス漏れ警報、漏水警報、各種消火設備ほか

13 監視制御設備

中央監視設備（空調・給水・電気等）

14 防犯設備・体制

防犯カメラ設備、機械警備

警備会社による有人24時間警備